



宮崎労働局発表
令和3年6月29日

【照会先】
宮崎労働局職業安定部職業対策課
(担当)
職業安定部長 小川 和人
職業対策課長 田之上 睦子
(電話) 0985-38-8824

宮崎労働局における雇用調整助成金の支給決定状況について
～延べ約1万9千件の支給決定を行い、
雇用の維持を支援した労働者数が24万人（延べ）を超えました～

宮崎労働局（局長 田中 大介）は、このほど新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主に対する雇用調整助成金の支給決定状況を、以下のとおり取りまとめましたのでご報告します。

雇用調整助成金は、雇用維持に取り組む県内の非常に多くの事業者にご活用いただいているところであり、宮崎労働局においては、引き続き2週間以内の迅速な支給決定を目指して取り組みます。

【雇用調整助成金の支給申請件数及び支給決定件数】（6月18日現在速報値）

- 支給申請件数（①）：19,400件
- 支給決定件数（②）：19,142件 ○支給決定率（②／①）：98.7%
- 休業対象労働者数（延べ人数）：240,082人

【令和3年5月31日～6月4日に受理（348件）した申請の処理状況】

- 支給決定を行ったものの平均処理日数：5.3日（6月18日現在速報値）
- ※平均処理日数は、土日・祝日を含めた日数。

【雇用調整助成金の申請状況と雇用保険被保険者数の分析】

① 雇用調整助成金の申請状況（令和2年8月～令和3年5月）

○ 雇用調整助成金の申請は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い令和3年1月に発令された「緊急事態宣言」の影響により同月以降増加に転じ、3月には申請件数のピークに達した。2月・3月の感染者数の大幅な減少等もあり、4月に申請件数は減少に転じ、4月以降の申請件数は横ばいの状況である。

（令和3年6月18日現在速報値）単位：件

R02	8月	9月	10月	11月	12月
	1,850 (35.6)	2,025 (9.5)	1,506 (▲25.6)	1,089 (▲27.7)	1,094 (0.5)
R03	1月	2月	3月	4月	5月
	1,259 (15.1)	1,590 (26.3)	2,060 (29.6)	1,368 (▲33.6)	1,361 (▲0.5)

※括弧内は、前月比増減率（%）

② 宮崎県の雇用保険被保険者数（各月末）の推移（単位：人）

○ 雇用保険被保険者数は、ほぼ一環して 30 万人前後で推移している。

令和元年度月平均	令和 2 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
301,649	298,434 (▲0.1)	301,565 (0.1)	302,854 (0.2)	302,802 (0.2)	302,470 (0.1)

9 月	10 月	11 月	12 月	令和 3 年 1 月	2 月
302,390 (0.2)	301,987 (0.0)	302,143 (0.1)	302,727 (0.0)	301,721 (0.0)	302,018 (0.1)

3 月	令和 2 年度月平均	4 月	5 月
302,155 (0.2)	301,939 (0.1)	299,918 (0.5)	302,560 (0.3)

※1 括弧内は、各月にあつては前年同月比増減率（％）、令和 2 年度月平均（令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月まで）にあつては令和元年度月平均比増減率（％）。

※2 雇用保険は、非正規労働者を含めて 31 日以上雇用見込みがあり、1 週間の所定労働時間が 20 時間以上である場合に加入する必要があります。

<雇用調整助成金とは>

- 雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合、事業主が労働者に支払った休業手当等の一部（一定の要件を満たす場合は全部）が国によって助成される制度。
- 令和 2 年 4 月から適用されている新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置については、5 月以降、段階的に縮小を行うという方針のもと、「緊急事態宣言の実施区域」と「まん延防止等重点措置区域」以外の地域について、助成額と上限額がいずれも引き下げられており、現在の助成内容は 8 月末まで継続予定。（9 月以降の助成内容は、雇用情勢を踏まえながら引き続き検討。）